

大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所実施機関応募書類

令和7年度大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所実施機関の登録を受けようとする医療機関の運営法人は、次の応募書類、必要書類を作成のうえ、正本1部を提出してください。

応募書類

様式1 大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所実施機関登録申請書

様式2 申立書

その他必要書類

資料1 登録を受けようとする医療機関の概要

(所在地、標榜する診療科目、病床数、その他特記すべき体制や設備等)

※パンフレットがあれば添付

資料2 応募資格(1)の(ウ)に掲げる小児医療又は障がい者のリハビリテーション医療等に優れた技術や体制に関する書類及びそれを証する書類

資料3 法人税・消費税及び地方消費税に未納税がない証明書(税務署発行、その3の3納税証明書)、法人市民税・固定資産税の納税証明書(市税事務所発行)

※それぞれ令和6年10月以降に発行されたものであること。非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」(様式任意)を提出すること。

資料4 貸借対照表、損益計算書(事業活動収支計算表)、キャッシュフロー計算書(資金収支計算書)、財産目録(それぞれ直近1ヵ年分)

※ホームページ等で同等の資料を公表している場合には、当該ホームページに掲載されている資料又は当該ホームページの掲載箇所(URL)を示す書類でも可能

資料5 事業報告書(令和5年度)

※ホームページ等で同等の資料を公表している場合には、当該ホームページに掲載されている資料又は当該ホームページの掲載箇所(URL)を示す書類でも可能

資料6 小児医療又は障がい者のリハビリテーション医療等に優れた技術や体制及び重症心身障がい児等に対する医療の実績に関する書類(特記すべき事項について記載)

資料7 事業計画書(令和7年度)、収支予算書(令和7年度)

※ホームページ等で同等の資料を公表している場合には、当該ホームページに掲載されている資料又は当該ホームページの掲載箇所(URL)を示す書類でも可能

資料8 申し込み時点で指定短期入所事業者の指定を受けていない者については、大阪市福祉局運営指導課の受付印のある事前協議記録表の写し等、事業を開始する時に指定を受ける見込みがあることが分かる書類

※令和6年度実施機関については、資料6及び7の提出を省略できるものとする。

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市長 様

(申請者)

所 在 地 :

法 人 名 :

代表者氏名 :

大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所実施機関登録申請書

次のとおり大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所実施機関の登録を申請します。

大阪市重症心身障がい児者等医療型 短期入所実施機関登録開始予定日	令和 年 月 日
-------------------------------------	----------

実施機関名	
病床数	
実施機関所在地	
担当者氏名及び連絡先	担当部署名
	担当者氏名
	電 話 番 号
	F a x 番 号
	E - M a i l
	ホームページアドレス

※病床数について

病床数については、同日に実施可能な病床数について記載してください。

大阪市長 様

(申請者)

所 在 地 :

法 人 名 :

代表者氏名 :

申立書

当法人は、次に掲げる事項について満たしていることを申し立てます。

1. 当法人は以下のいずれのサービスも提供しておりません。
 - ・ 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成 24 年厚生労働省告示 123 号) 別表第 2 の 1 (医療型障害児入所施設)
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定
に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号)別表第 5 の 1 (療養介護)
2. 当法人は、以下のいずれかに該当します。
 - ・ 令和 4・5・6 年度本市入札参加資格者名簿に登録している者については、
参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を
受けていないこと。
 - ・ 令和 4・5・6 年度本市入札参加資格者名簿に登録されていない者について
は、参加申請時において、引き続いて 1 年以上営業等を行っており、かつ納税
義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納
していること。
3. 当法人は、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け
ていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しません。
4. 当法人の役員等(法人の役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事
務所をいう。)を代表するものをいう。)に次の各号に該当する者はありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律 77 号)
(以下「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する団体(以下「暴力団」
という。)の構成員(暴対法第 2 条第 6 号に規定するもの)
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくな
った日から 2 年を経過しない者
 - (3) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者